

【別紙2】

審査の結果の要旨

氏名 邵 洪範 (ソウ ホンボム)

世界貿易機関(WTO)協定は、貿易の自由化を主な目的とし、その目的を達成するために様々な義務を定める。他方で加盟国は、人・動物・植物の生命・健康の保護、環境保護、消費者保護、食品の安全など、貿易以外の必要に応えるために、様々な規制を国内で行う。そのような国内規制は、正当な目的を追求するとしても、国際貿易に悪影響を与えることがある。WTO法上、国内規制は、何を基準に、どのように評価され、どのような範囲で許容されるのだろうか。

本論文は、3つの観点から、WTO法における加盟国の国内規制権限の範囲の考察に取り組む。第1は、WTO協定のうちで、国内規制に深く関わり互いに密接に関連するガット、貿易技術的障害(TBT)協定、及び衛生植物検疫措置(SPS)協定という、3つの協定の規範構造を解明することである。WTOの上級委員会及びパネル(以下、WTO司法機関)が展開する解釈に照らして、3協定の下で加盟国の国内規制権限の範囲がどのように確定されているかを実証的に考察する。特に、WTO司法機関が多様な文脈で用いる、貿易の自由化と加盟国の規制権の間の「均衡点(balance)」という概念に注目し、同概念が国内規制権限の範囲を理解する鍵となることを論証する。第2は、WTO司法機関が協定解釈に際して活用する、協定間の解釈の「相互参照(cross-reference)」の手法を実証し、評価することである。協定間の解釈の相互参照によって、各協定の下で加盟国に保障される国内規制権限の範囲が互いに調整されていることを論証する。第3は、WTO司法機関が国内規制の評価に際して用いる「審査基準(standard of review)」を解明することである。WTO法において審査基準がどのように適用されているかを考察することを通じて、WTO法において許容される国内規制権限の範囲を明らかにする。本論文は、以上の観点から、WTO法において加盟国の国内規制権限がどのように保障されているかを論証したうえで、それを評価し、提言を行う。

各章の概要は以下の通りである。

第1章では、本研究の背景、目的、及び構成を説明する。

第2章から第4章では、ガット、TBT協定、SPS協定のそれぞれにつき、WTO司法機関が展開する解釈に即して、加盟国の国内規制権限に関わる規定の規範構造及び法的性質を解明する。

第2章では、ガットを分析する。ガットは「規則－例外」という構造を持つので、加盟国の国内規制権限も、そのような構造の下で論じられてきた。本章では、ガットの規則及び例外の両面で、加盟国の国内規制権限がどのように把握されているかを分析する。規則の面では、内国民待遇を定める3条4項を取り上げ、加盟国の規制目的及び政策的な裁量がどのように国内規制を正当化する根拠として考慮されるかを、判例の展開に照らして実証的に分析する。例外の面では、一般的例外を定める20条を取り上げ、WTO司法機関が同条を柔軟に解釈し、加盟国の国内規制権限を

意識した解釈基準を導き出していることを論証する。以上の検討を踏まえて、ガット 3 条 4 項と 20 条の間で確立される均衡点、ガットにおける貿易の自由化と加盟国の規制権との間の均衡点を考察する。

第3章では、TBT協定を分析する。TBT協定は、技術的障害に関する国内措置を規律対象とする。本章では、強制規格の無差別原則を定める 2 条 1 項及び必要性原則を定める 2 条 2 項の規範構造に焦点を当て、WTO司法機関が展開する解釈に即して、加盟国に許容される国内規制権限の範囲を考察する。特に、WTO司法機関が、「正当な規制上の区別」という斬新な解釈基準を提示することによって、ガット 20 条のような一般的例外条項を置いていないTBT協定の構造的な限界を克服し、ガット 3 条 4 項と 20 条の関係における均衡点と類似した均衡点をTBT協定の枠内でも実現していることを論証する。

第4章では、SPS協定を分析する。SPS協定は、衛生植物検疫に関する国内措置を規律対象とする。本章では、加盟国の国内規制権限と深く関わる規定、特に、無差別原則(2 条 3 項及び 5 条 5 項)、科学的根拠の原則(2 条 2 項及び 5 条 1 項)、必要性原則(5 条 6 項)、及び暫定的措置(5 条 7 項)の規範構造に焦点を当て、WTO司法機関が展開する解釈に即して、加盟国に許容される国内規制権限の範囲を考察する。SPS協定は、ガットやTBT協定とは違い、科学的根拠という要素に規範的な役割を与えている。そこで特に、SPS協定が求める科学的根拠の原則が、貿易の自由化と加盟国の規制権との間の均衡点にどのような影響を与えるかを考察する。

第5章及び第6章では、以上の検討を踏まえて、ガット、TBT協定、SPS協定の相互関係を考察し、各協定の解釈が相互に参照されていることを実証する。

第5章では、ガット、TBT協定、SPS協定の相互関係を考察し、これら3協定がWTO法の一部として加盟国に同時にかつ累積的に適用されること、そしてWTO司法機関が、これら3協定の間で一貫した調和的な解釈を採用しようとしていることを論証する。ガット 20 条がTBT協定やSPS協定にも適用されるかが議論を呼んできた。そこで、ガット以外の協定の違反に対するガット 20 条の適用可能性の問題をここで考察する。

第6章では、WTO司法機関が、ガット、TBT協定、及びSPS協定の解釈に際して、各協定の解釈を相互に参照していることを論証する。3協定の文言の類似性、3協定の解釈を一貫させ調和させる必要、及び貿易の自由化と加盟国の規制権との間の均衡点を一致させる必要に基づき、WTO司法機関は、協定解釈を調和させることを要請されることを指摘する。そして、WTO司法機関が実際に、協定間の解釈の相互参照という手法を活用しており、それによって3協定の解釈が一方向へ収斂される傾向があることを実証する。その具体例として、ガット及びTBT協定において、正当な規制目的の範囲が一致するように解釈される傾向を、判例の展開に則して実証的に論証する。

第7章では、WTO法における「審査基準」について検討する。審査基準は、加盟国の国内規制権限及び政策的裁量に多大な影響を及ぼす概念である。WTO司法機関が国内規制を評価する際に用いる審査基準は、一方で新規の(*de novo*)審査であってはならず、他方で加盟国の決定に完全な尊重(*total deference*)を与えるものであってはならないというものである。審査基準は、WTO司法機関の審査権限と加盟国が持つ正当な規制権限との間の均衡点を反映するものでなければ

ならない。本章では、WTOにおける審査基準の変遷過程を分析し、WTOの初期の事例では比較的厳格な審査基準が適用されていたが、US-Continued Suspension 事件における上級委員会の説示を契機に、WTO司法機関の審査権限の限界が明確にされ、加盟国の国内規制権限がより保障される方向に審査基準が修正されたことを、実証的に論証する。

最後に、以下を結論する。ガット期及びWTO初期には、パネルや上級機関は、貿易の自由化と加盟国の規制権の間で、前者に比較的偏った協定解釈を行っていたのに対して、現在では、貿易の自由化と加盟国の規制権の均衡点を意識した解釈をしており、その結果、そのような均衡点に相応する加盟国の国内規制権限の範囲が確保されている。その結論を裏づけるために、以下の3点に注目する。第1に、ガット、TBT協定、SPS協定に関する紛争事例が蓄積されるに伴い、3協定の規範構造が明確にされ、WTO司法機関が加盟国の国内規制権限を配慮する形で協定を解釈する規範的な根拠が確立されていること。第2に、3協定間の解釈の相互参照という手法が、各協定における解釈基準を補完する形で用いられることにより、3協定の下で加盟国が享受する国内規制権限の範囲が明確さを増していること。第3に、審査基準が精緻化されるに従い、WTO司法機関の審査権限の限界が明確にされてきており、WTO司法機関が自らの審査権限と加盟国の規制権限の間の均衡点を意識して審査を行う規範的な根拠が確立されつつあること、である。WTOにおけるこのような法理の発展は、時として貿易の自由化を優先するような形で協定解釈が行われていたガット期及びWTO初期に比べて、加盟国の正当な国内規制権限への一層の配慮を可能にするものであり、評価できる。そのうえで、国内規制権限の範囲をより明確にするために、WTO司法機関が今後採用すべき解釈や方法論につき提言を行う。

以上が本論文の要旨である。

本論文の長所としては、以下の諸点を挙げることができる。

第1に、許容される加盟国の国内規制権限の範囲という観点から、国内規制に深く関わり互いに密接に関連するガット、TBT協定、SPS協定の3つの協定を総合的に分析したのは、従来の研究の多くが各協定を個別に研究してきたことに鑑みて、鋭い着眼である。関わりのある3協定の相互関係を解明し、WTO司法機関が3協定の解釈に際して、各協定の解釈を相互に参照し、判例を調和させようとしていることを示したのは重要な貢献である。無差別原則、必要性原則、保護水準を設定する加盟国の権利、一貫性原則、科学的根拠の原則及び国際基準との調和原則という5つの面から、「相互参照」の実相を、具体的かつ実証的に論証した。

第2に、貿易の自由化と加盟国の規制権の間の「均衡点」という概念に着目し、この概念を中心にWTO判例を分析したことも、重要な貢献である。WTO司法機関が貿易の自由化と加盟国の規制権の間に適切な均衡点をもたらそうとしていること、相互参照という手法によって、その均衡点が同一点に収斂していく傾向があることを鮮やかに示した。そして、このような判例の動向を基本的に肯定する著者の所論には説得力がある。他方で著者は、判例法理において改善すべき点も的確に指摘しており、その提言も貴重である。

第3に、3協定を同時に考察対象とし、規律内容を比較しながら、それぞれの規範構造を明快に

論証した。急速に発展しつつあるWTO判例を実に丹念にかつ綿密に分析して、複雑な3協定の規範構造を、判例に即して実証的かつ堅実に解明した。

もっとも、本論文にも疑問点がないわけではない。

第1に、判例法理の現状分析において大変優れ、改善策の提言も行っている一方で、自説の一層の展開がないことに物足りなさを感じないではない。判例法理の今後の展開につき提言を控え目にしている箇所があるのが惜まれる。

第2に、国際法一般に繋がる論点については、もう少し踏み込んだ考察があれば、一層優れた論文になったように思われる。「審査基準」は、加盟国の規制権に対する国際機関の審査という国際法一般に繋がる問題である。また、条約の発展的解釈は、WTO上級委員会に限らず、欧州人権裁判所なども行っており、これもまた国際法一般に繋がる問題である。国際経済法の研究は、狭くこの分野に特化するものが多い中で、本論文は国際法一般への目配りをしている点で評価できるが、国際法一般に繋がる問題に関しては、もう少し踏み込んだ考察があってもよかったように思われる。

しかし、これらの疑問点は、長所として述べた本論文の価値を大きく損なうものではない。特に第2の点は、それ自体で独立の論文のテーマになりうるものであり、本論文の中でその本格的な分析を期待することは望蜀の感がある。本論文の長所として指摘したことは、それだけで学界に大きな貢献をなすものである。

以上から、本論文は、その筆者が自立した研究者としての高度な研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、本論文は博士(法学)の学位を授与するにふさわしいと判定する。